

笠間市役所 令和2年4月17日(金)

取材 · 記事掲載依頼

文書管理システムの運用開始について

- ・市では、平成25年度から財務会計における電子決裁を導入し、平成29年度からはタブレット端末を活用した会議を実施するなど、文書の電子化の取組みを進めてきました。
- ・令和2年4月1日より、一層の文書の電子化を進めるため、文書管理システムの運用を開始しました。市では、原則としてすべての文書の決裁を電子決裁で行うこととしています。
 - ⇒財務の電子決裁,タブレット会議,文書の電子決裁をすべて導入 している自治体は県内初ではないかと思われます。

※文書管理システムとは 文書の収受・起案・決裁・保存・廃棄を電子的に管理するシステム

・これにより、次のような効果が期待できます。

①テレワークへの対応

新型コロナウイルスによりテレワークが注目されていますが,文書管理システムの導入により,自宅から文書の起案,決裁などが可能になりました。

- ⇒4月から導入済み。**電子決裁を含めたテレワークの導入は県内初**ではないかと思われます。
- ②業務の効率化(働き方改革の推進) 支所や出先から決裁のために本庁に出向く必要がなくなりました。

4)文書の適正な管理

文書の改ざん・隠ぺいを防止し、市民の市に対する信頼性を高めることができます。

この件に関するお問い合わせ 笠間市役所 総務課 担当:篠原

電話番号:0296-77-1101 (内線218) ファックス番号:0296-78-0612 e-mail:johog@city.kasama.lg.jp